

【公表】

整理番号	16
契約番号	7農振財契第234号
件名	令和7年度 森林循環に資する花粉発生源対策(長期保育)委託(その2)
履行場所	東京都八王子市上恩方町地内
概要	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで
契約方式	希望制プロポーザル方式
希望申出要件	別紙「実施要領」に記載のとおり
現地説明会(予定)	令和7年6月10日(火)(詳細は別紙「実施要領」に記載のとおり)
希望申出期間	令和7年6月2日(月)から令和7年6月13日(金)まで(郵送「可」、但し期間内必着) 午前10時から午後5時まで(正午～午後1時は除く) ※ただし、最終日は午後4時まで
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	以下の書類を郵送又は持参してください。 (1)企画提案参加希望票〔様式1〕(必要事項を記入) (2)会社概要・実績一覧表〔様式2〕(必要事項を記入) (3)①東京都物品買入れ等入札参加資格があり、営業種目110「道路・公園等管理」取扱品目05「枝落とし・除草・草刈」で登録されている場合は、東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ②官公庁や他団体等の委託または事業者の直営により、公示日の年度より過去3年間に於いて造林保育施業に係る履行実績を有する場合は、造林保育施業に係る履行実績を証明する資料(委託契約書等)の写し
指名通知	令和7年6月20日(金) ※指名する方のみ通知します。
質問受付期間	令和7年6月20日(金)から令和7年7月3日(木)午後4時まで
企画提案書提出期限	令和7年7月11日(金)午後4時まで【必着・厳守】
プレゼンテーション審査	日時 令和7年7月22日から7月31日までのうち財団が指定する日時 ※時間は別途連絡 場所 公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1)
選定結果通知	令和7年8月8日(火)までに通知します。
備考	(1) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によります。 (東京都物品買入れ等指名競争入札参加指名基準に準じます)。 (2) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (3) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (4) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一案件に参加することができません。 (5) 審査結果(受託者の名称、契約金額等)は当財団HPで後日公表します。予めご了承ください。
契約担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 電話 042-528-0721
事業担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 花粉対策室 花粉対策係 電話 0428-20-8134 Email kafuntaisaku@tdfaff.com

## 特記仕様書

### 1 委託件名

令和7年度 森林循環に資する花粉発生源対策（長期保育）委託（その2）

### 2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和8年3月31日 まで

ただし、施業完了後に開催する審査会において当年度の事業評価及び翌年度計画の確認を行い、令和8年度以降は企画提案書の内容に沿って特定契約を締結するものとし、植栽完了後20年目の3月31日まで1年毎に契約更新可能とする。

### 3 履行場所

東京都八王子市上恩方町地内

### 4 目的

森林循環に資する花粉発生源対策における保育計画の遂行にあたり、効果的な森林施業計画を策定し、一貫して施業を実施することで、高品質な木材生産に繋げる。

### 5 受託要件

令和7年度 森林循環に資する花粉発生源対策（長期保育）委託事業者選定（プロポーザル方式）実施要領3にある資格要件を満たすこと。

### 6 主な委託業務の内容

#### (1) 一般事項

- 1) 本委託の施業に当たっての一般事項は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）によるものとする。
- 2) この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。
  - 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出類様式集」
  - 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真要領」
  - 3) 森林循環促進事業等に係る労働安全基準書
- 3) 標準仕様書、適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。
- 4) 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。
- 5) この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によ

るものとする。

- 6) 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。
- 7) 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。
- 8) 現地地形・地質条件の影響や土砂崩壊等により施業困難な箇所が確認された場合、速やかに監督員と協議すること。
- 9) 各施業の検査については、「(公財) 東京都農林水産振興財団森林施業検査規定」に準ずるものとし、各施業の実施年度内に行うものとする。
- 10) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議するものとする。
- 11) 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守するものとする。
- 12) 本委託の実施にあたっては、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）の定めた森林管理方針に従いSGEC森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式一12にて報告すること。

なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用に当たっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

## (2) 獣害防止施設

- 1) 現地地形に適応する獣害防止施設を選定すること。なお、計画段階では獣害防止柵設置を想定している。
- 2) 材料については使用承諾申請書を提出し、施工前に監督員の承諾を得ること。
- 3) 隣接地からの倒木は獣害防止柵設置前に玉切り・片付けを行うとともに、倒木の径及び本数を作業前に監督員宛報告すること。
- 4) 獣害防止柵の支柱は原則として地山に垂直に設置することとし、これが困難な場合は監督員と協議すること。
- 5) 獣害防止柵の支柱間隔は3.0mを標準とするが、現地地形・地質に応じて適宜調整すること。
- 6) 切り株や倒木など獣害防止ネットを設置して隙間が生じるようなものは回避して設置することし、これが困難な場合は除去すること。
- 7) 獣害防止柵の支線及びアンカー杭は地山に設置することとし、倒木や切株等の固定に不適な地物には設置しないこと。
- 8) 単木ネットを採用する場合、単木ネットの幅は、巻き付ける対象木に合わせること。
- 9) 単木ネットの下端部については地際に設置し、ネットと地山に隙間が生じないように留意すること。
- 10) 単木ネットは、ネットと結束バンドを用いて強固に結束すること

- 11) 単木ネットのポールは垂直に打ち込み、風雨等の影響によりネット本体が脱落しないよう、強固に固定すること。
- 12) 施設設置後から下刈終了までの間、四半期に一度見回り点検を行い、結果を財団に報告するとともに、監督員の指示により補修を行うこと。
- 13) 資材の運搬にドローンを使用する場合、事前に監督員と協議すること。

### (3) 植栽

- 1) 4月から5月にかけて実施すること。
- 2) 植栽樹種は現場条件を考慮して決定するものとし、樹種割付図を監督員宛提出すること。
- 3) 植栽本数は、多摩地域森林計画における育成単層林の植栽本数を基礎として、発注者・受託者協議のうえで決定するものとする。
- 4) 原則として東京都産の苗木を使用することとするが、需給状況により調達できない場合には監督員と協議を行うこと。
- 5) 材料検査に先立ち、苗木の出荷証明書を監督員宛提出すること。
- 6) 植栽範囲は獣害防止施設で保全された範囲とする。
- 7) 植栽に先立ち、表面侵食や土砂の移動が見られる箇所において、植栽の生育基盤を確保するための措置を適宜講じること。
- 8) 苗木の運搬にドローンを使用する場合、事前に監督員と協議すること。
- 9) 作業員の移動用として、幅員 50cm 程度の歩道を作設することとし、路肩崩壊が発生しないよう強固に締め固めること。
- 10) 植栽の妨げとなる灌木や草本類を刈払い、植栽作業に支障を来さぬよう整理すること。

### (4) 補植

- 1) 4月から5月にかけて実施し、植栽時の植え分けに基づき補植すること。
- 2) 植栽後4年目までは下刈完了時に活着状況を確認し、本仕様書6(10)で示す「状況報告書」により報告するとともに、補植の必要性及び補植率を検討したうえで監督員に補植計画を協議すること。
- 3) 原則として、植栽後翌年に2割、翌々年に1割の補植を行うものとするが、活着状況に応じ変更及び追加施業できるものとする。
- 4) 枯死している苗木及び深刻な獣害により今後の成長が見込めないものを優先して補植対象とし、苗木の列間隔及び苗間隔が均等になるように植栽すること。
- 5) 被害木は、除去もしくは切断し、地上に横伏せして整理すること。
- 6) 補植した苗木に目印をつけること。
- 7) その他の施業方法については、本仕様書6(3)に示すとおりとする。

### (5) 下刈

- 1) 植栽後1年目から7年目の夏季に施業を行うこと。

- 2) 原則として年1回刈とする。
- 3) 施業にあたっては植栽木及び獣害防止施設を損傷しないよう細心の注意を払うとともに、もし誤伐及び施設の損傷が発生した場合には監督員に速やかに報告すること。

#### (6) 除伐

- 1) 対象はスギ及びヒノキの造林地とし、植栽後11年目の適期に施業を行うこと。
- 2) 健全な植栽木の成長の障害となる雑木及びササ・タケ類及びスギ及びヒノキの病害木、枯損木、極端な劣勢木、極端な樹形異常木を除去し、地上に横伏せて整理すること。
- 3) 造林木に巻き付いたツル類は切断すること。
- 4) 施業地内に除伐対象木がない場合には、監督員と協議すること。
- 5) 枝葉が作業の支障となる場合、必要に応じて地際から2.0mを上限とし劣勢枝除去を行うこと。
- 6) 施業地の外周にある植栽木に白色の境界ペイントを施すこととし、ペイントは地際から概ね1.5mの高さにおいて、太さ20cm程度の実践を1本引くこと。

#### (7) 間伐

- 1) 対象はスギ及びヒノキの造林地とし、植栽後19年目の適期に施業を行うこと。
- 2) 間伐の施業タイプは下層間伐とし、優勢木を残し、病木、被圧木、曲がり木、あばれ木等を除去すること。
- 3) 本数間伐率は30%程度に設定すること。
- 4) 施業後にギャップが生じないように、不良木が集中している箇所でも全て除去せず、残存木の配置を考慮したうえで選木すること。
- 5) 伐倒木は、必要に応じて玉切りしたうえで、後続作業の支障にならない箇所に集積するか、等高線に平行に残置すること。
- 6) 間伐対象木以外の立木を損傷しないよう、十分に注意すること。

#### (8) 枝打ち

- 1) 対象はスギ及びヒノキの造林地とし、植栽後20年目の適期に施業を行うこと。
- 2) 枝打ちの範囲は、樹木の枝下から4m程度とすること。
- 3) 施業により幹を損傷しないよう、十分に注意すること。
- 4) 除去した枝は、林内に残置すること。

#### (9) 見回り管理

(2) から (8) で示す施業を実施しない年において、施業地を見回り状況を監督員宛報告するとともに、必要に応じて維持管理作業を実施すること。なお、当該作業の内容・経費等については、事前に監督員と協議すること。

#### (10) 提出書類

- (2) から (9) で示す施業の完了に際し、以下の資料を提出すること。

- ① 施業記録写真帳（紙、CD-R） 1部
- ② 状況報告書（記録の報告） 1部

#### (11) フォローアップ

- 1) 受託者は、各年度の事業完了後、施業地の状況を取りまとめた「事業実施報告書」を財団に提出し、確認を受けること。
- 2) 完了検査及び「事業実施報告書」記載項目において改善指示のあった事項について、翌年度施業着手前までに改善案を任意の様式で提示すること。

### 7 関係法令等の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 関係法令等の定めに従い、業務の履行に必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等を契約締結後速やかに行うこと。

### 8 個人情報の取扱

別紙1「個人情報に関する特記仕様」に基づき、適正な手続を行うこと。

### 9 支払方法

履行完了確認後、受託者からの請求書に基づき、各年度の作業完了後に一括して支払う。なお、本契約の履行に係る費用の一切は契約金額に含むこと。

### 10 その他

- (1) 施業進行に際し、監督員、地権者との連絡を密に取りトラブル等が起きないように十分注意すること。
- (2) 受託者は、本業務履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- (3) 施業箇所一般登山者が立ち入らないよう、保安看板設置等の安全対策を徹底すること。また、下部に林道等がある場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。
- (4) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- (5) 施業箇所周辺に存する他所管設置杭を破損・脱落させぬよう十分に留意するとともに、もしこのような事態が生じた場合には、早急に監督員に対応を協議すること。
- (5) 暴力団等排除に関する特約条項については、別添で定めるところによる。

(6) その他本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、財団担当者と協議の上決定するものとする。

11 担当

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 花粉対策室 花粉対策係  
〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎3階  
電話番号 0428-20-8134  
E-mail kahfuntaisaku@tdfaff.com

## 個人情報に関する特記仕様

### 第A章 総則

#### (個人情報の保護)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱(平成17年3月31日付16生広情報第708号)第2に定める管理体制及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

#### (秘密等の保持)

- 第2条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。
- 2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。
- 3 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針(平成15年1月30日(最終改訂:平成31年1月23日))において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

#### (個人情報等の取扱い)

第3条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に定める個人情報等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱う場合は、個人情報保護法の他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等を施す場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報及び同条第6項に定める匿名加工情報並びに同条第7項に定める個人関連情報を含むものとする。

#### (受託者に提供する個人情報等の範囲)

- 2 この契約による業務の処理に際して、公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)が受託者に対して提供する個人情報等(以下「財団提供個人情報等」という。)がある場合、財団は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、財団提供個人情報等一覧(目録A)に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び財団以外の第三者から

直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、財団は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、財団に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、財団及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

#### **（表明保証）**

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

#### **（権限）**

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

## **第 B 章 安全管理体制**

#### **（責任体制の整備）**

- 第 4 条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### **（責任者、従事者）**

- 第 5 条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ財団に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第 2 条第 5 項及び第 8 項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、財団は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ財団に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督さ

せなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

なお、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

### **(派遣労働者)**

第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、財団に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

### **(従事者等の教育及び研修)**

第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。

3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。

4 要配慮個人情報を取り扱う場合、財団は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

### **(再委託)**

第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないよ

うにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を財団に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
- (2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法

2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、財団に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、財団の求めに応じて、その状況等を財団に適宜報告しなければならない。

5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第7条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

#### **(目的以外の利用禁止)**

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を財団の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### **(複製、複製等の禁止)**

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された文書等を財団の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

#### **(個人情報等の安全管理)**

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以

下「漏えい等」という。) することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、財団から文書等の引き渡しを受けた場合は、財団に受領書を提出する。
- 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。財団は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、財団が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出しではならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法(以下「送付方法」という。)を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
  - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
  - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
  - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
  - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等(外部記録媒体を含む。以下同じ。)以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度(ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等)の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及び

そのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

#### **(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)**

第12条 財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために財団の指定した様式により、及び財団の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、財団に帰属するものとする。

2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、財団の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、上記の個人情報等に要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第5条の規定によりその役割を果たすべき者として財団に届け出られている者が行うものとする。

3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を財団に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

6 受託者は、廃棄又は消去に際し、財団が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

### **第C章 事故対応及び検査**

#### **(漏えい等発生時の対応)**

第13条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を財団に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を

講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

- 3 受託者は、財団と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、財団が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

#### **(立入調査等)**

第14条 財団は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、財団から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて財団が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、財団の求めに応じて書面により報告しなければならない。

### **第D章 契約解除及び損害賠償等**

#### **(契約の解除)**

第15条 財団は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、財団にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
- 3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、財団は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

#### **(損害賠償等)**

第16条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより財団が損害を被った場合には、財団にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条第1項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、ク

レーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに財団に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

- 3 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、財団が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から財団に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために財団において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、財団の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第 2 条第 3 項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて財団が損害を被った場合には、財団は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 4 条及び第 5 条に基づく損害の賠償を請求することができる。

#### **（違約金）**

- 5 第 1 条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- 6 財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

#### **（その他）**

第 17 条 受託者は、保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度財団に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、財団は、財団の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第 18 条 第 16 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。